

□ 代議員選挙細則

- 第1条** 一般社団法人獨協大学同窓会の代議員の選出に関しては、定款第3章代議員及び社員の第13条に基づき立候補者が同条に定める定数を超えた場合に本細則の定める選挙を行うものとする。
2. 立候補者は事務局が定める立候補届を書面で事務局に提出しなければならない。
- 第2条** 代議員選挙は、現代議員の任期終了日の1か月前までに実施し、終了しなければならない。
- 第3条** 選挙人は、この選挙が行われる年度の6月1日に、一般社団法人獨協大学同窓会に登録されている国内在住の正会員とする。
- 第4条** この選挙の被選挙人は国内在住の正会員とする。
- 第5条** 代議員になることを希望する者は、所定の届出書を、所定の期日までに事務局に提出し、理事会の審査を受けなければならない。代議員は同窓会の各委員会に所属し、代議員懇談会、社員総会を含む委員会の年間行事の3分の1以上出席しなければならない。
- 第6条** 事務局は、立候補者の名簿を作成して、選挙人に公示しなければならない。
- 2 公示は、原則として同窓会ホームページ又は「会報」により行うが、正会員への公示書送付による方法も可能とする。
- 第7条** この選挙を行う場合は代議員立候補者に投票用紙を配布し、立候補者が立候補者の中から10名を記入し、投票して決める
- 第8条** この選挙の当選者は、得票数の多いものから順に決定し、定数に達するまでの者とする。得票数が同数の場合は抽選とする。
- 2 上記条件を満たす場合でも、クラブ・ゼミ・サークル等、同一団体からの当選者は、代議員総数の1割を超えることはできないものとする。
- 第9条** 事務局は、選挙結果を正会員に公示しなければならない。
- 2 公示は、原則として同窓会ホームページ又は「会報」により行うものとする。
- 第10条** 当選者は、社員総会で選挙結果の公示をもって代議員に選任されるものとする。
- 第11条** 会員は、当法人の定款とおり、最大で51名の代議員を選出し、その代議員をもって当法人の社員とするが、その定数に関しては、事業年度により、各種委員会の業務執行量等を勘案して、理事会にて、定めるものとする。
- 第12条** 全文削除
- 2 推薦人は事務局が定める書式の推薦書を書面で提出しなければならない。
- 第13条** 選挙の方法については、一般社団法人獨協大学同窓会の定款にある設立趣旨に鑑み、この組織運営の健全性・公益性を考慮し、その選挙方法を、社員総会の決議において変更する場合もある。
- 第14条** 全文削除
- 第15条** 本規程の改廃については、理事会において決定する。
- 第16条** 代議員選挙に関して会員が不正をしたと役員選出管理委員会に認定された場合、会員は5年間、代議員に立候補することはできない。また推薦人になることも、選挙で投票することもできない。
- 第17条** 選出に際しては、役員選出管理委員会を設置し、会長が理事会の承認を得た上で会員の中から役員選出管理委員（3名以上）を委嘱する。役員選出管理委員は代議員には立候補できないものとし、代議員候補者の推薦人にもなれない。

2. 役員選出管理委員会は代議員選挙が公平に行われるように注視する。

附 則

1 本規程は平成23年10月1日から施行する。

2 本規程は平成24年10月9日から施行する。

3 本規程は平成28年5月17日から施行する。

4 本規程は平成28年5月31日から施行する。

5 本規定は平成29年9月15日から施行する。

6 本規定は平成30年3月16日から施行する。